解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

栃木県宇都宮市下岡本町二一四五―一三

社団法人栃木県精神障害者援護会

代表清算人　興野　憲史

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十二日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

群馬県渋川市石原八〇番地

清算法人横野土地改良区

代表清算人　大塚　孝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

埼玉県川口市元郷二丁目一番三号

社団法人埼玉県川口中小企業技術者研修センター

清算人　佐野　元昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

東京都北区中里三丁目一二番一号

社団法人基督教会伝道社団

代表清算人　大木　英夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

石川県小松市安宅町ヨ一三二番地

財団法人安宅観光協会

代表清算人　清水　春彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

長野県安曇野市穂高有明五九二六番地

財団法人瑞穂精舎

清算人　小林　慈彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の定期総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

長野県松本市大字島立八〇〇番地

社団法人長野県新聞協会

代表清算人　新保　力

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

大阪府池田市城南一丁目一番一号

財団法人池田市職員厚生会

代表清算人　玉手　忠志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日開催の臨時協議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

大阪市北区（大阪市大淀区中津本通三丁目八二番地）

財団法人下三番青年会

代表清算人　萩山　亘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

島根県邑智郡邑南町下口羽一〇八九番地三

社団法人地域づくり総合研究所

清算人　小田　博之

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

山口県岩国市今津町一丁目二番二三号

財団法人岩国市施設管理公社

代表清算人　中川　嘉之

解散公告（第一回）

当法人は総会の決議により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

高知県高知市はりまや町三丁目七番六号

社団法人高知県生活衛生同業組合連合会

代表清算人　篠原　重宝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

高知県香南市野市町東佐古二五七番地三

社団法人高知県歯科技工士会

代表清算人　小泉　潤

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十一月十二日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

北海道夕張郡栗山町松風三丁目二五二番地

栗山町土地開発公社

清算人　椿原　紀昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月五日法人の目的である事業の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

岩手県北上市相去町小糠沢一九番地

財団法人北上教育文化振興会

代表清算人　及川　怜

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

福島県双葉郡富岡町小浜四八一番地

財団法人富岡町体育協会

代表清算人　庄野冨士男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年十一月二十六日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

埼玉県加須市中種足一六番地二

清算法人種足野通川土地改良区

清算人代表　吉田　和雄

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第四十条の規定により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十八日

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三〇番地一号

財団法人神奈川県中小企業振興財団

清算人　原　美貴雄